

情報化でつくる笑顔のネットワーク

印西市情報化計画

平成14年度～18年度

印西市

はじめに

近年の社会経済情勢は、様々な面で急激に変化しております。

なかでも情報通信技術の発展は、インターネットや携帯電話に代表されるように、時間的・空間的制約を越え、必要な情報を自由に選択して利用できるようになりました。また同時に、情報の役割と価値は飛躍的に高まり、情報の内容も一層多様化・高度化するなど、市民生活や企業活動に大きな変化をもたらしつつあります。

こうした中、本市では、平成13年度から将来都市像を「人と自然が笑顔でつながるまち - いんざい - 」と定め、自然と共生する都市の発展と共に、自然や人、地域とのふれあいにより、いきいきとした市民生活が営まれるまちづくりに取り組みはじめました。

そこで、将来都市像を実現するためには、様々な施策において、情報通信技術を有効活用し、情報化社会に適応した市民サービスの高度化を図る必要があることから、「印西市情報化計画」を策定いたしました。

本計画では、『情報化でつくる笑顔のネットワーク』を基本理念とし、人と人とのふれあいを大切にしながら情報化を進め、すべての人がその利便性を享受できる情報通信ネットワークの実現を目指してしております。

今後は、国・県や関係団体などとの連携を図りながら、この計画の実現に向けて積極的に取り組んで参りますので、市民の皆さまのなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画を策定するにあたり、市民の皆さまの意見を反映するため、「情報化に関する市民意識調査」や「情報化計画策定懇話会」において、貴重なご意見をいただきました多くの方々から感謝を申し上げます。

平成14年3月



印西市長 海老原 栄

- 目次 -

第1章 計画策定の趣旨

1. 情報化の背景	1
2. 計画の位置づけと目的	1
3. 計画の期間	2

第2章 情報化の動向

1. 国の動向	3
2. 千葉県の動向	10
3. 技術の動向	12

第3章 印西市の現状

1. 市の概況	17
2. 情報化の現状	19
3. 市民のニーズ	24
4. 課題の整理	29

第4章 情報化の施策

1. 基本理念	31
2. 基本理念実現のための視点	31
3. 将来像	33
4. 情報化施策の体系	35
5. 7つの基本方針と推進項目	36

第5章 情報化施策の展開

1. 情報化による市民と行政のまちづくり	43
- 市民参加・市民自治 -	
2. 安全・安心・快適な暮らしをめざす情報化	47
- 生活・環境 -	
3. 情報化を担う人材の育成と地域文化の振興	51
- 教育・文化 -	
4. 支え合い健やかな生活のための情報化	56
保健・医療・福祉 -	

5. 地域産業・経済の活性化を促す情報化	59
- 地域産業・経済 -	
6. 電子市役所を支える行政の高度化	62
- 行政の情報化 -	
7. 情報化の進展を支える仕組みづくり	69
- 情報基盤の整備 -	

第6章 情報化の推進体制

1. 推進の体制	73
2. 課題・留意事項	74

資料編

・印西市情報化推進本部設置要綱	77
・印西市情報化計画策定懇話会設置要綱	79
・参考ホームページ	81
・用語解説	82

第1章 計画策定の趣旨

1. 情報化の背景

近年の情報化の進展は、情報通信技術（IT*）の飛躍的な発展と、パソコンや携帯電話などの普及により、めざましいものがあります。また、インターネット*など情報通信技術がもたらすサービスは、時間や場所といった制約を越え、私たちの日常生活や産業・経済活動など社会の様々な分野で新たな可能性を開きつつあります。

こうした情報化社会への適切な対応は行政にとって欠くことのできない重要な課題であり、進展する情報通信技術を市民の幸せづくりや地域づくり、効率的な行政運営に結びつけていかなければならないと考えます。

このため、印西市では、情報通信技術を有効に活用し、すべての市民が情報化の利便性を享受できる環境を創り出すことが必要であり、市民生活や産業活動の向上・地域の活性化・市民に対する行政サービスの一層の向上を図るため、平成13年4月に市長を本部長とする「印西市情報化推進本部」を設置しました。

そして、情報化施策を総合的・計画的に推進するため、ここに『印西市情報化計画』を策定することにいたしました。

2. 計画の位置づけと目的

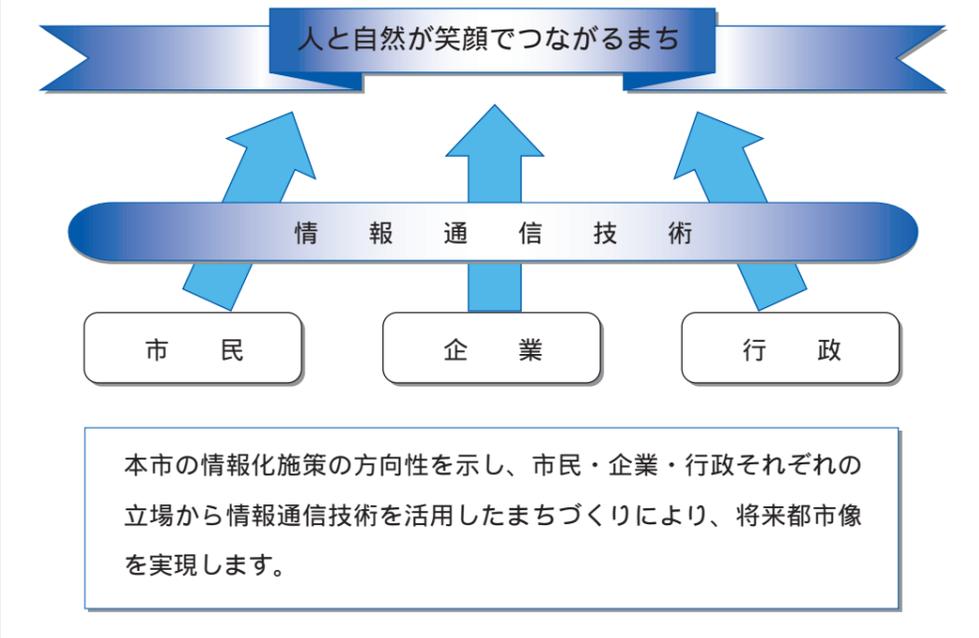
この計画は、平成13年度を初年度とする「印西市基本構想」に基づく情報化分野の部門計画であり、将来都市像の『人と自然が笑顔でつながるまち - いんざい』を実現するため、情報化の面からとらえた本市の基本方針を示しています。また、平成13年度を初年度とし、平成17年度を目標年度とする第1次基本計画に沿って策定され、具体的な事業計画を含む総合的な計画として位置づけています。

さらに、平成12年8月に国から示された「IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」に定める『総合的な情報化推進計画』であり、情報通信技術を活用し、市民・企業・行政がそれぞれの役割を担い、相互支援と協調・協働によるまちづくりを成長・発展させるための指針となります。

- ・市民や企業に対しては、本市の情報化施策への理解を求め、協力と支援を期待するものです。
- ・国や県及び近隣市町村に対しては、本市の情報化施策の方向性を示すことにより、支援と協力を要請するものです。
- ・本市においては、総合的・計画的、かつ積極的に情報化施策を推進していくための指針となるものです。

（*印の付されたことは、巻末の資料編に用語解説を掲載しております。）

印西市情報化計画のイメージ



3. 計画の期間

この計画の期間は、平成14年度から平成18年度までの5か年とします。

なお、情報通信技術の進歩、活用範囲の拡大、市民ニーズの変化など、情勢の変化に対応するため、必要に応じ見直しを行います。

第2章 情報化の動向

インターネットの爆発的な普及などを背景に、電子商取引や金融、教育・医療など社会・経済活動の各分野におけるデジタル化、ネットワーク化が急速に進展しています。行政の各分野においても、情報通信技術を活用した行政サービスの向上など電子政府*・電子自治体への要請が高まっています。

1. 国の動向

国がこれまでに掲げている情報化に関する主な指針などの概略を、以下に示します。

(1)「ミレニアム・プロジェクト」(新しい千年紀プロジェクト)

平成11年12月19日

趣旨	夢と活力に満ちた次世紀をむかえるために、今後のわが国経済社会にとって重要性や緊要性の高い情報化、高齢化、環境対応の三つの分野について、技術革新を中心とした産学官共同プロジェクトを構築し、明るい未来を切り拓く核を作り上げるものである。
概要	<p>1. 情報化 - 誰もが自由自在に情報にアクセス*できる時代を目指して -</p> <p>(1) 教育の情報化</p> <p>(2) 電子政府の実現(2003年度までに電子政府の基盤を構築する)</p> <p>(3) IT21(情報通信技術21世紀計画)の推進</p> <p>2. 高齢化 - 生き生きとした高齢化社会を目指して -</p> <p>(1) 高齢化社会に対応し個人の特徴に応じた革新的医療の実現 豊かで健康な食生活と安心して暮らせる生活環境の実現</p> <p>(2) 高齢者の雇用・就労を可能とする経済社会の実現のための大規模な調査研究</p> <p>3. 環境対応 - 循環型社会の構築を目指して -</p> <p>(1) 地球温暖化防止のための次世代技術の開発・導入</p> <p>(2) 安心・安全の生活のためのダイオキシン類、環境ホルモン(内分泌攪乱物質)の適正管理、無害化の促進及びリサイクル技術の開発</p> <p>(3) 循環型経済社会構築のための大規模な調査研究</p>

(2)「IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」

平成12年8月28日

趣旨	「ミレニアム・プロジェクト」で示された2003年度までに電子政府の基盤を構築するという国の方針を踏まえ、地方公共団体として早急に取り組む必要のある事項などについて具体的に示すと共に、その取り組みを支援するための国の施策などについても検討を行っている事項を示すものである。
概要	<p>地方公共団体において早急に取り組むべき事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 行政におけるネットワーク化の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 庁内LAN*、一人一台パソコンの整備 (2) 総合行政ネットワーク*の構築 2. 申請・届出等手続のオンライン化の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地方公共団体における組織認証基盤*の構築 (2) 地方公共団体における個人認証基盤の構築 (3) 事務手続のオンライン化に伴う法令等及び事務作業の見直し 3. 住民基本台帳ネットワークシステム*の整備促進等 4. 消防防災分野における情報通信の高度化等 5. 統合型の地理情報システム*の整備 6. デジタル・ミュージアム*構想の推進 7. 歳入・歳出手続、税の申告手続等の電子化の検討 8. 電子機器利用による選挙システムの検討 9. 情報化施策を推進するための体制の整備等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 全庁的な推進体制の確立 (2) 人材の育成 (3) 全国的な支援体制、財政上の支援措置等 <p>コンピュータ・セキュリティ*及び個人情報保護</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンピュータ・セキュリティ対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 技術面の措置 (2) 運用面の措置 2. 個人情報保護対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 政府における基本法の検討 (2) 個人情報保護条例等の制定 <p>情報化施策を推進する上での留意点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総合的な推進計画の策定 2. 推進状況のフォローアップ等 3. 国、都道府県及び市町村間の緊密な連携 4. 都道府県の役割 5. 知的財産権 6. 労働安全衛生

(3)「IT基本戦略」

平成12年11月27日

趣旨	超高速インターネット網の整備とインターネット常時接続の早期実現、電子商取引ルールの整備、電子政府の実現、新時代に向けた人材育成等を通じて、市場原理に基づき民間が最大限に活力を発揮できる環境を整備し、我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指すものである。
概要	重点政策分野 1. 超高速ネットワークインフラ*整備及び競争政策 2. 電子商取引ルールと新たな環境整備 3. 電子政府の実現 4. 人材育成の強化

(4)「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(IT基本法)

平成12年11月29日成立 平成13年1月6日施行

趣旨	情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適切に対応することの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにする。また、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を設置すると共に、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的とするものである。
概要	高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画 1. 情報通信ネットワーク社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針 2. 最高水準の高度情報通信ネットワークの形成の促進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策 3. 教育及び学習の振興並びに人材の育成に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策 4. 電子商取引等の促進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策 5. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策 6. 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策 7. 前各号に定めるもののほか、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を政府が迅速かつ重点的に推進するために必要な事項

(5)「自治事務等に係る申請・届出等手続のオンライン化の推進に関する政府の取組方針」

平成12年12月20日

趣旨	住民等と地方公共団体との間でこれまで書面を用いて行われてきた自治事務等に係る申請・届出等手続について、各地方公共団体が当該地域の実情に応じてインターネット等を利用した手続のオンライン化を図ることができるよう、国は、各地方公共団体が達成する必要があるIT化の標準の提示、標準仕様等の提示、法令等の整備その他の環境整備に積極的に取り組むものである。
概要	IT化の標準の提示 1. 行政のネットワーク化 (1) 市内LAN、一人一台パソコンの整備 (2) 総合行政ネットワークの整備 2. 申請・届出等手続のオンライン化 (1) 地方公共団体における組織認証基盤の構築 (2) 地方公共団体における個人認証基盤の構築 (3) 申請・届出等手続に関する汎用システムの構築

(6)「地域IT推進のための自治省アクションプラン」

平成12年12月25日

趣旨	「IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」を踏まえ、自治省が地方公共団体を支援するために実施する事項について、担当部局、年度ごとに予定している取り組み内容等を具体的に示したアクションプランを策定するものである。
概要	アクションプランの検討項目 1. 行政におけるオンライン化の推進 (1) 総合行政ネットワークの整備 (2) 市内LAN、一人一台パソコンの整備 2. 住民からの申請・届出等のオンライン化の推進 (1) 地方公共団体における組織認証基盤の構築 (2) 地方公共団体における個人認証基盤の構築 (3) 個別手続のオンライン化の推進 3. 地域における情報通信基盤の整備 4. 住民基本台帳ネットワークシステムの整備 5. 消防防災分野における情報通信の高度化等 (1) 消防防災分野における情報基盤の整備等 (2) 消防防災分野における情報通信の高度化 6. 各行政分野における情報化の推進 (1) 統合型地理情報システムの整備促進 (2) デジタル・ミュージアム構想 (3) 歳入・歳出手続の電子化、電子調達 (4) 電子機器利用による選挙システムの検討 (5) 地方公営企業の効率化・高度化の推進 7. 電子化推進のための体制づくり (1) 地方公共団体が行う体制整備等への支援 (2) IT基礎技能講習開催の推進 8. コンピュータ・セキュリティ対策及び個人情報保護対策

(7) 「e-Japan戦略」

平成13年1月22日

趣旨	我が国は、すべての国民が情報通信技術（IT）を積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる知識創発型社会の実現に向け、早急に革命的かつ現実的な対応を行わなければならない。市場原理に基づき民間が最大限に活力を発揮できる環境を整備し、5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指すものである。
概要	重点政策分野 1. 超高速ネットワークインフラ整備及び競争政策 2. 電子商取引ルールと新たな環境整備 3. 電子政府の実現 4. 人材育成の強化
備考	「IT基本戦略」をもとに国家戦略として決定された。内容は「IT基本戦略」と同一。

(8) 「e-Japan重点計画」

平成13年3月29日

趣旨	「e-Japan戦略」を具体化し、高度情報通信ネットワーク社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策の全容を明らかにするものである。今後IT戦略本部を中心とした内閣のリーダーシップの下に本計画を確実に実施し、その達成状況を継続的に調査すると共に、必要に応じて新たな施策を重点計画に加えることにより、世界最先端のIT社会への転換を迅速に推進するものである。
概要	政策課題 1. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成 2. 教育及び学習の振興並びに人材の育成 3. 電子商取引等の促進 4. 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進 5. 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保

(9) 「e-Japan2002プログラム」(平成14年度IT重点施策に関する基本方針)

平成13年6月26日

趣旨	「e-Japan戦略」及び「e-Japan重点計画」を各府省の平成14年度の施策に反映する年次プログラムとして、「e-Japan2002プログラム」(平成14年度IT重点施策に関する基本方針)を策定し、この基本方針に基づき施策を推進することにより、政府を挙げて、重点的かつ戦略的にIT施策を一層積極的に実施するものである。
概要	5本の柱 1. 高速・超高速インターネットの普及の推進 2. 教育の情報化・人材育成の強化 3. ネットワークコンテンツ*の充実 4. 電子政府・電子自治体の着実な推進 5. 国際的な取組の強化

(10) 「電子政府・電子自治体推進プログラム」

平成13年10月16日

趣旨	電子政府・電子自治体により実現する新しい行政サービスの将来イメージやそのための取り組みのスケジュールの全体像をわかりやすく整理したものである。
概要	地方公共団体の電子化ステップ 1. 第一ステップ 国・地方を通じる基盤整備の推進 (1) 庁内LAN、一人一台パソコンの整備 速やかに整備 (2) 地方公共団体を結ぶネットワーク整備 ・全都道府県、政令指定都市 H13.10から運用開始 ・国のネットワークとの接続 H14早期 ・全市町村 H15までに整備 (3) 住民基本台帳ネットワークの整備 ・ネットワーク稼働 H14.8から ・住民基本台帳カード*交付 H15.8から 2. 第二ステップ インターネット上での本人確認の仕組みづくり (1) 行政機関側の認証(組織認証基盤) ・全都道府県、政令指定都市 H14.3から運用開始 ・全市町村 H15中に運用開始 (2) 住民側の認証(公的個人認証サービス) ・都道府県・市町村 H15中に運用開始 3. 第三ステップ 地方公共団体の電子窓口サービスの推進 (電子申請システムの整備) ・先行団体(主に都道府県) H13にモデル実験 H14から運用開始 ・その他団体(主に市町村) H15以降、順次

(11) 「全国ブロードバンド構想」～「世界最先端のIT国家」の実現に向けて～

平成13年10月16日

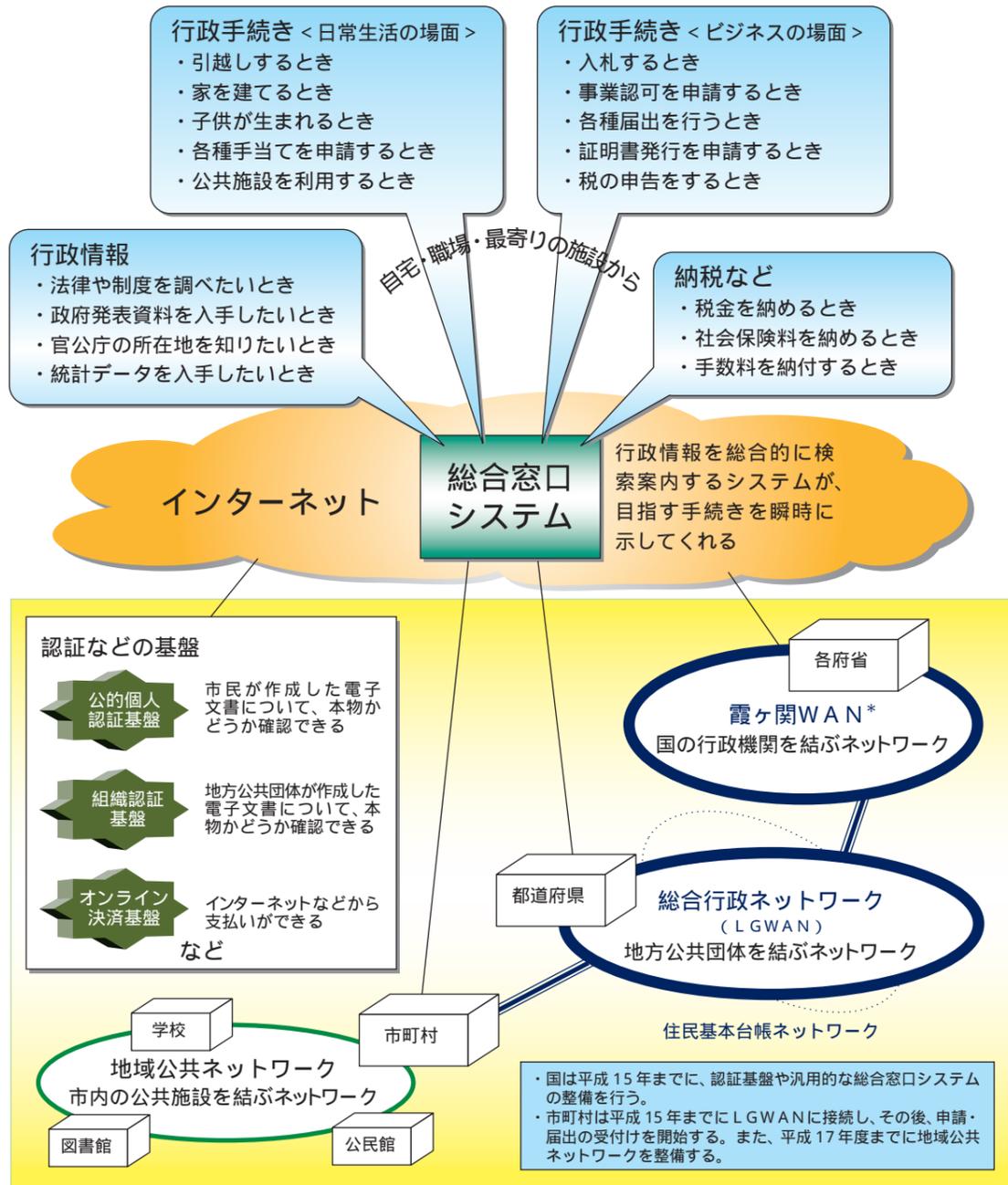
趣旨	高速・超高速インターネット*の全国的な普及に関する平成17年度までのスケジュールや官民の役割分担、実際の利用見込み、ブロードバンド*の普及により期待される社会生活の変化を明らかにするものである。
概要	目標 1. 2005年度までに少なくとも3000万世帯が高速インターネットアクセス網に、1000万世帯が超高速インターネットアクセス網に常時接続可能な環境を整備 2. 地理的要因によるデジタル・デバイド*の発生を防止 3. 2005年度までに地域公共ネットワーク*の全国整備を図る

補 足

電子政府・電子自治体（電子市役所）のイメージ

総務省の資料によると、電子自治体とは『住民の利便性の向上や行政の簡素・効率化・透明性の向上に資するため、インターネット等のITを活用した地方公共団体の行政運営を図ること』とあります。

電子自治体を実現すると、インターネットの総合窓口から、パソコンなどを利用して、「いつでも・どこでも」行政情報の入手、申請・届出の受付などの行政サービスを受けることができるようになります。



2. 千葉県の動向

県では情報化施策の指針として、平成12年12月に「千葉県情報化構想」を策定しております。また、この「千葉県情報化構想」の実現を目標に電子県庁を構築するための実施計画として、「千葉県電子県庁推進計画」を平成13年8月に策定しております。

(1) 「千葉県情報化構想」

平成12年12月25日

趣旨	<p>1. 社会の様々な分野における情報化の急速な進展を、21世紀の県民一人ひとりの幸せづくりや地域づくりに結びつけていくことを目的として、千葉県情報化構想を策定したところである。</p> <p>2. この構想は、21世紀初頭の情報通信技術(I T)の発展とそれを取り巻く社会の動向を見通しながら、概ね10年間を想定し、本県における情報化に向けた施策の方向を示すと共に、県や市町村はもとより企業等を含めた県民一人ひとりが、情報化に的確に対応し、情報化を更に推進していくための基本的な指針を示すものである。</p>
概要	<p>1. 3つの情報化の基本的方向</p> <p>(1) 誰もが利用でき、情報化のメリットを享受できる情報バリアフリー環境の中で、県民一人ひとりが自己実現を果たせる“ちば”</p> <p>(2) 情報通信技術(I T)を活用した個性的な地域づくりと情報化を通じた他地域との連携・交流による地域の自立的発展</p> <p>(3) 世界・アジアに向けた600万県民の情報発信</p> <p>2. 5つの情報化に向けた施策の方向</p> <p>(1) 情報化による豊かな暮らしの実現</p> <p>ア. 県民生活の利便性の向上</p> <p>イ. 地域コミュニティ*における情報通信技術の活用</p> <p>ウ. 情報バリアフリーに配慮した社会の構築</p> <p>(2) 情報活用能力の向上</p> <p>ア. 学校教育における情報リテラシー*の向上</p> <p>イ. 生涯学習分野における情報リテラシー教育</p> <p>ウ. 職業教育としての情報リテラシーの向上</p> <p>(3) 情報化推進環境の整備</p> <p>ア. 情報通信基盤の整備</p> <p>イ. 情報化社会における安全の確保</p> <p>(4) 情報化による産業の振興</p> <p>ア. 情報通信関連産業の振興</p> <p>イ. 各種産業の情報化</p> <p>ウ. 新しい就業形態の支援</p> <p>(5) 情報化による行政の高度化</p> <p>ア. 行政情報の提供と県民ニーズの把握</p> <p>イ. 行政手続のネットワーク化</p> <p>ウ. 行政機関等の連携の強化</p>

(2) 「千葉県電子県庁推進計画」

平成13年8月20日

趣旨	電子県庁を構築するための実施計画であり、情報化施策の指針である「千葉県情報化構想」の実現を目標に、平成13年度からの総合5か年計画である「新世紀ちば5か年計画」を踏まえ、国の各種情報化施策との整合性を図りながら着実に推進していくものである。
概要	<p>1. 基本方針</p> <p>(1) 行政サービスの向上を推進する</p> <p>(2) 効率的な行政運営を実現する</p> <p>(3) 電子県庁を実現するための基盤を整備する</p> <p>2. 施策</p> <p>(1) 行政サービスの向上</p> <p>ア. ホームページ*の一層の充実</p> <p>イ. 住民からの申請・届出等手続きのオンライン化の推進</p> <p>ウ. 歳入・歳出の電子化、電子調達</p> <p>エ. 各行政分野における情報化の推進</p> <p>(2) 効率的な行政運営</p> <p>ア. 総合的な文書管理システムの導入</p> <p>イ. 事務の簡素合理化</p> <p>ウ. 既存システムの改善</p> <p>(3) 基盤整備</p> <p>ア. 庁内通信回線(ネットワーク)の整備</p> <p>イ. 国・市町村とのネットワークの整備</p> <p>ウ. 認証基盤の整備</p> <p>(4) 体制の整備等</p> <p>ア. 人材の育成</p> <p>イ. 職員の健康管理</p> <p>ウ. 市町村との連携</p>

3. 技術の動向

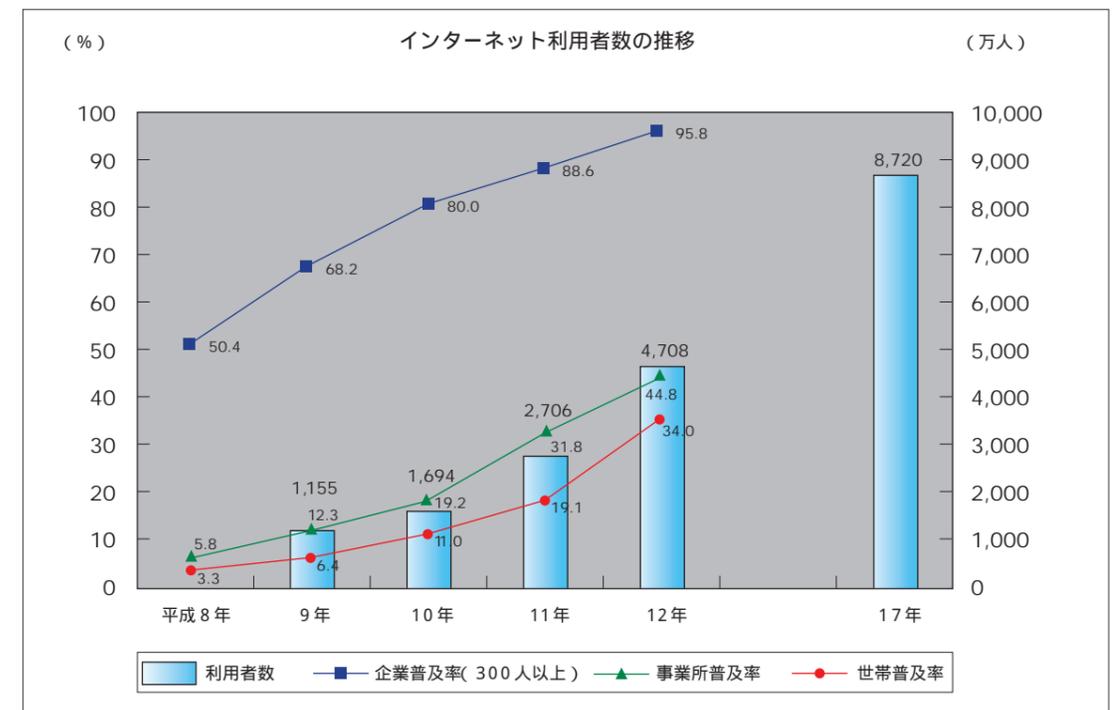
情報化を取り巻く環境は、めざましいスピードで変化しています。特に、情報通信技術の進歩に伴うインターネットの利用者数は大きな伸びを示しています。

また、通信環境では、ブロードバンド化や携帯電話・PHSによる接続が急速に進展しています。

(1) インターネットの普及

総務省の平成13年版情報通信白書によると、平成12年末現在で日本のインターネット利用者数(15歳以上79歳以下)は4,708万人と推計されています。また、平成17年におけるインターネット利用者数は、8,720万人まで増加するものと見込まれています。

さらに、総務省が行っている通信利用動向調査によると、平成12年11月におけるインターネットの世帯普及率は34.0%、事業所普及率は44.8%、企業普及率では95.8%となっています。



参考: 「平成13年版情報通信白書」(総務省編)

(2) ブロードバンド*化の進展

平成13年版情報通信白書では、平成13年をブロードバンド元年とし、ブロードバンド環境の整備を重要な課題として位置づけています。

・ブロードバンドの形態

現在実用化されている主なブロードバンドの形態をまとめると、以下の表のようになります。

名称	最大伝送速度	特徴
CATV*	~30Mbps	ケーブルテレビ用の回線をインターネット接続にも利用したもの。一般に低廉なサービスを提供しているが、地域ごとの事業者によってサービス内容は異なる。
DSL*	~1.5Mbps ~8Mbps	従来の電話回線(メタリックケーブル)に特殊なモデムを設置し大容量の通信を行う。光化された回線網では利用できないほか、伝送距離が長い場合には十分な通信速度が確保できない場合もある。
FWA*	~156Mbps	電波を利用して通信を行う、加入者系無線アクセスシステム。回線整備が容易であるが、建築物などによる遮蔽の影響を受ける。平成11年より主に企業向けにサービスが開始されている。
FTTH*	~100Mbps	光ファイバケーブルを契約者建物内に直接引き込み接続する。東・西NTTでは平成13年よりサービスが本格化する予定であるが、提供エリアは一部にとどまる。

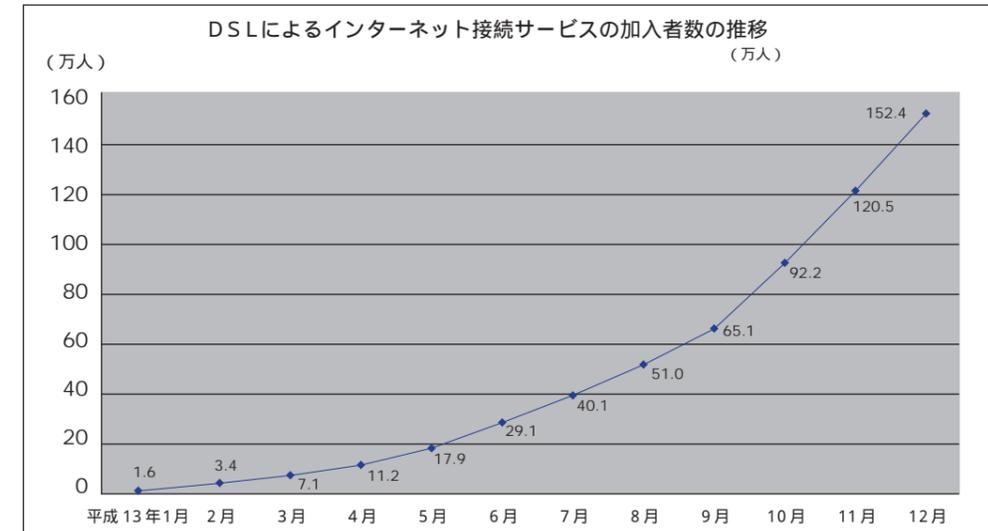
参考:「平成13年版情報通信白書」(総務省編)

これらの回線を用いると、音声や動画像などの大容量のコンテンツ(情報内容)であっても一般家庭で手軽に利用できるようになります。例えば、音楽用CD1枚分の情報量をダウンロードする場合、ISDN(64Kbps)では約2時間半を要しますが、CATV(15Mbps)では約6分、FTTH(100Mbps)では約6秒でダウンロードが可能となります。

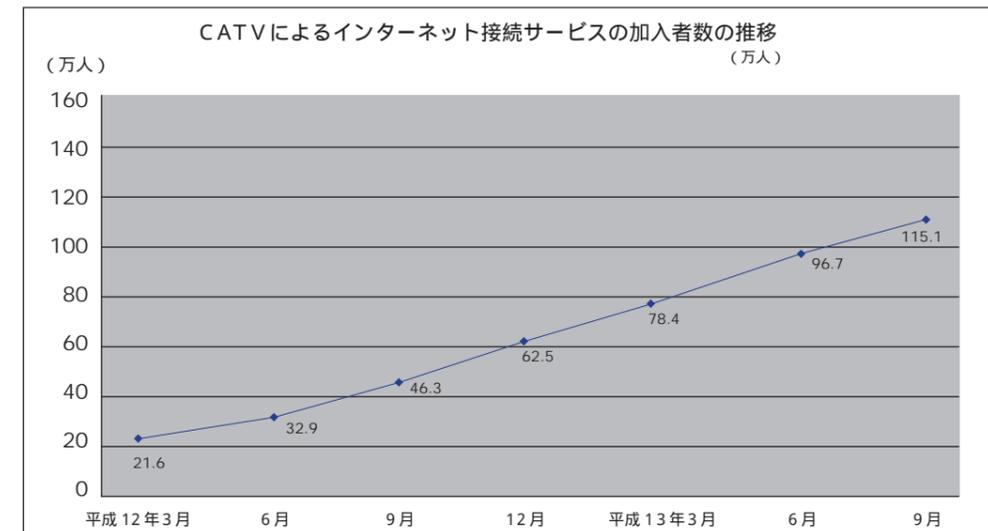
このため、ブロードバンドの普及により、インターネット上を流れるコンテンツの種類が飛躍的に増加すると共に、インターネット利用が、現在の電子メールやホームページの閲覧など文字データを中心としたものから、動画像や音楽、ソフトウェア*のダウンロードなど、より高度な利用に拡大することが期待されています。

・ブロードバンドの普及状況

現在のブロードバンドの主流は、CATVとDSLになっています。これらは、いずれも安価にサービスを提供していることが普及の大きな要因になっています。特に、DSLの加入者数の伸びはめざましく、平成13年1月から12月までの間に100倍近く加入者数を増やしています。



参考:総務省「DSL普及状況公開ページ」



参考:総務省「インターネット接続サービスの利用者等の推移」

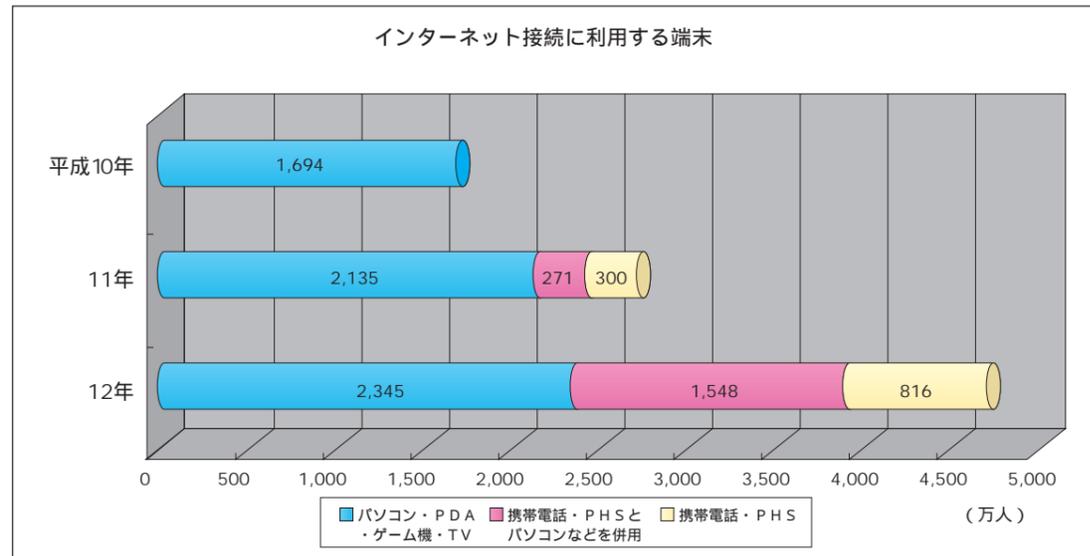
上記2つのサービスに比べると、FTTHはサービスの提供範囲が狭く価格も割高なこともあり、平成13年12月末現在で実際に開通している加入者数が1万人程度となっています。FWAに関しては提供されているサービスが主に法人向けということもあり、加入者数はまだわずかです。

しかし、総務省の「全国ブロードバンド構想」によれば、FTTHは平成15年から急速に普及し平成17年にはDSLの加入者数を逆転すると予測しています。また、FWAは光ファイバ*網で結ばれた拠点基地まで無線で通信するので、光ファイバケーブルを敷設する必要がなく、FTTHの補完的なサービスになると予想されます。

(3) 携帯電話・PHSの普及

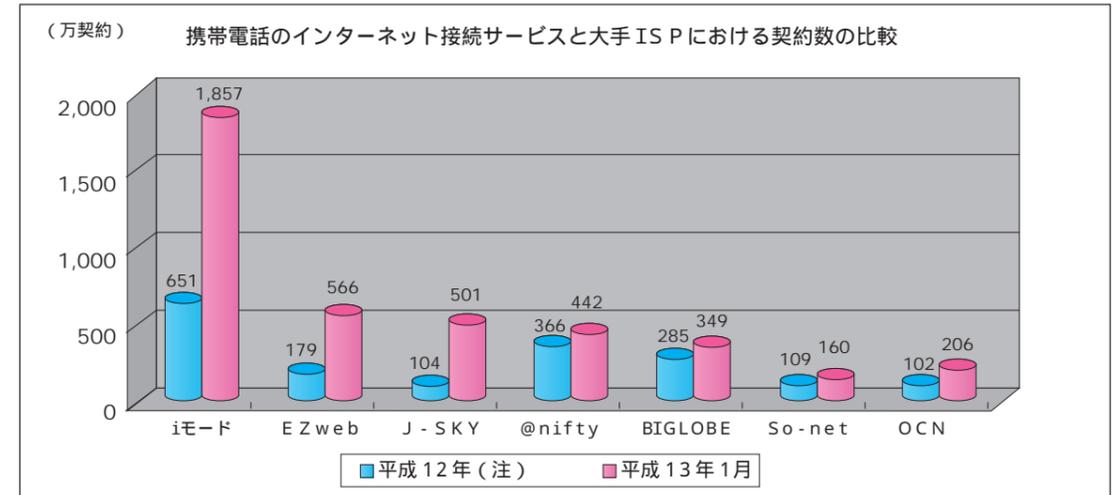
平成13年版情報通信白書によると、平成12年末現在におけるインターネット利用者のうち、携帯電話・PHS端末からの利用者数は平成11年の571万人から、2,364万人と約4倍にも伸びています。この増加がインターネットの普及を大きく押し進めていると言えるでしょう。

また、携帯電話・PHSとパソコンなどを併用している人も1,548万人(全インターネット利用者の32.9%)と大幅に増えています。場所と場面によって、インターネットを利用する端末を使い分けている人が増えているようです。



参考：「平成13年版情報通信白書」(総務省編)

平成13年1月現在で、携帯電話事業者によるインターネット接続サービスのiモード、EZweb(EZaccessを含む)、J-SKYサービスの加入者数は2,924万人に達しました。いずれの携帯電話によるインターネットサービスも、主にパソコンからのインターネット接続サービスを行っているISP(インターネット接続サービス事業者)の契約数を上回っています。



(注)「平成12年」の契約数は、各事業者によって以下のように集計時期が異なります。
 「iモード、EZweb、J-SKY：平成12年4月」「@nifty：平成12年2月」
 「BIGLOBE：平成11年12月」「So-net：平成12年1月」
 「OCN：平成12年2月」

参考：「平成13年版情報通信白書」(総務省編)

また、平成13年10月にはNTTドコモの新サービス「FOMA」の商用サービスが開始されました。このサービスはIMT-2000という技術を用いて、通信速度が大幅に向上することで動画のやりとりもできるようになりました。こうした新技術によって、移動時にも在宅時と同様にインターネットを利用したサービスを受けられるようになることが期待されます。